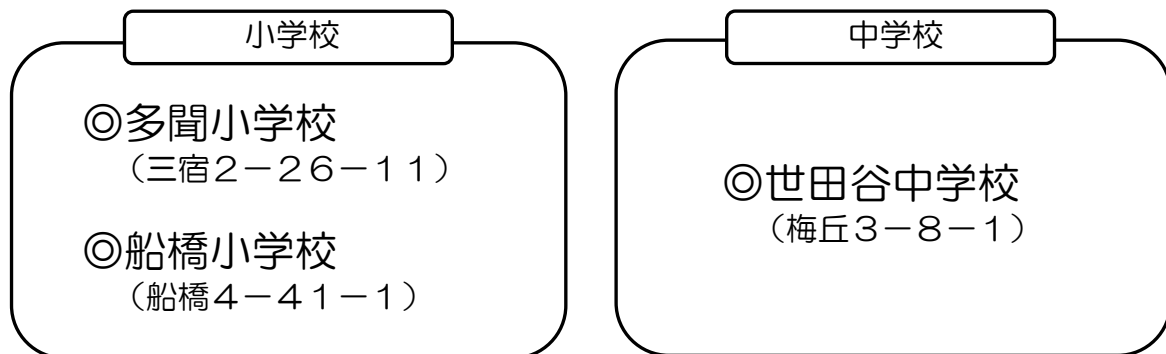


令和3年度より 下記の世田谷区立小・中学校に 自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します

世田谷区教育委員会では、「世田谷区特別支援教育推進計画」に基づき、特別な支援を必要とする児童・生徒への多様な学びの場をより充実させるため、特別支援学級の整備を進めています。令和3年4月より小学校2校、中学校1校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設します。



★「自閉症・情緒障害特別支援学級」とは

- 全般的な知的発達の遅れはないが、自閉症や情緒障害により、通常の学級での指導では十分な成果を挙げることが難しい児童・生徒を、日常的に指導するための学級です。
- 小集団（1学級あたり8人以内）の中で、情緒の安定やコミュニケーション能力の育成を目指します。
- 学年相応の教科学習を行いながら、個々の特性や状態に応じた集団適応や、対人関係の安定を図り、社会参加に向けた資質を養うため自立活動の指導を実施します。

※自閉症・情緒障害特別支援学級の教科の学習は、原則通常の学級と同じ学習内容や指導内容になります。

★対象となる児童・生徒

- ①全般的な知的発達の遅れがなく、自閉症又はそれに類する障害で、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも
- ②主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも
- ③世田谷区就学支援委員会で自閉症・情緒障害特別支援学級での指導が必要と判断を受けたもの

※通学の安全等を考慮し、小学校は保護者等の送迎が必要となります。

★「自閉症・情緒障害特別支援学級」の入級の流れ(就学相談・転学相談)

就学相談 : 来年度小学校へ入学・中学校へ進学するお子さんの相談

受付期間 : 小学校 4月15日(水)~10月30日(金)まで
 中学校 4月15日(水)~6月30日(火)まで

1	<p>教育委員会(就学相談・特別支援教育担当)への申し込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の方が電話で相談の申し込みをしてください。 <p>※自閉症・情緒障害特別支援学級への就学相談・転学相談では、「医師診察記録(所定様式)」が必要となります。あらかじめ、主治医を決めておくようお願いいたします。</p>
2	<p>就学相談書類の送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会より、就学相談の書類を郵送します。必要事項をご記入の上、速やかに返送してください。 ・相談書類が到着後、面談日・場所等の調整の連絡をします。
3	<p>教育相談室での面談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談室の心理の相談員が、お子さんの状況を客観的に把握するための発達検査の実施や様子を見させていただきまます。
4	<p>専門委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教諭、通常学級教諭、特別支援学級教諭、特別支援学校教諭等がお子さんの様子を見させていただきます。
5	<p>就学支援委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の希望や教育相談室や専門委員会・入級相談会でのお子さんの様子をもとに、医師、小・中学校長の代表、教育相談室の心理相談員、特別支援学校の教諭等の幅広い意見と検討を加え、就学先についての意見をまとめます。
6	<p>保護者への連絡・相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援委員会でまとめた意見等をお伝えします。 <p>※ご希望と異なる結果が出た場合は、必要に応じて継続して相談を行うこともできます。</p>

転学相談 : 現在小・中学校に在籍しているお子さんの相談

受付期間 : 4月15日(水)~11月30日(月)まで

※申し込み前に必ず在籍校に相談をして、転学について確認してください。

お問い合わせ

- 「自閉症・情緒障害特別支援学級」の制度や入級に関する相談について
 教育相談・特別支援教育課就学相談・特別支援教育担当 電話 5432-2690~1
- 教育内容・方法について
 教育指導課 指導主事 電話 5432-2703